

白馬村長の交際費の支出基準及び公表に関する要綱

令和7年7月17日

白馬村訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、村行政の円滑な運営を図るため、村長（村長の代理となる者を含む。）が、村を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「村長交際費」という。）について、その支出内容、支出金額その他必要な事項を定めるとともに、村長交際費に係る公表に関し必要な事項を定めることにより、適正な事務執行及び透明性の確保に資することを目的とする。

(責務)

第2条 村長交際費は、この訓令に定める基準に従い支出するものとし、支出の内容及び相手方については社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出する額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出基準)

第3条 村長交際費は、次の支出区分に基づいて支出することができる。ただし、特別の事情により特に村長が必要と認めたときは、この限りでない。

支出区分	支出内容	支出額
会 費	各種総会、会議、研修会、懇親会等に参加する場合の会費又は会費相当分に係る経費	会費又は実費相当額
祝 儀	各種慶事、式典、祝賀会、総会、大会等催事への祝金、祝酒等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額（上限1万円）
懇談費	村政運営上必要な意見交換会、情報収集のための懇談会等に参加する場合に要する経費	社会通念上妥当と認められる額（上限1万円）
見舞金	災害等の見舞いに係る経費	社会通念上、妥当と認められる額
弔 慰	別表弔慰基準に掲げる区分に応じて、村政関係者及びその親族に対する香典、生花に係る経費	別表弔慰基準に定める額
その他	土産代、協賛金等のほか、村政運営上、村長が特に必要と認めた経費	社会通念上、妥当と認められる額

2 前項の規定にかかわらず、個人的行事、宗教的行事、政治的行事、営利等を目的とする行事及び結婚披露宴については、村長交際費を支出しない。

(村長交際費の公表等)

第4条 村長交際費は、その支出状況を公表するものとする。

2 前項の規定による支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

3 前項の規定にかかわらず、個人情報の保護の必要があると認められる場合は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部を公表しないことができる。

4 村長交際費の公表方法は、毎月15日以後に前月に支出されたものについて、行政公式ホームページに掲載することにより行う。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

弔慰基準

1 村議会議員及び非常勤特別職

区 分		現 職		配偶者 父母 子	前 職		元 職	
		本 人			本 人		本 人	
		香典	生花	香典	香典	生花	香典	生花
議会議員	議 長	5万円	○	5千円	1万円	○	1万円	○
	副議長	3万円	○	5千円	1万円	—	1万円	—
	議 員	2万円	○	5千円	1万円	—	—	—
教育委員	委員長	1万円	○	—	1万円	—	—	—
	委 員	1万円	—	—	—	—	—	—
選挙管理委員	委員長	1万円	○	—	1万円	—	—	—
	委 員	1万円	—	—	—	—	—	—
農業委員	会 長	1万円	○	—	1万円	—	—	—
	委 員	1万円	—	—	—	—	—	—
監査委員（学識経験）		1万円	○	—	—	—	—	—
消防団	団 長	1万円	○	—	—	—	1万円	—
	副団長	1万円	—	—	—	—	—	—
	分団長	1万円	—	—	—	—	—	—
	救護長 ラッパ長							
区 長		1万円	—	—	—	—	—	—
その他非常勤特別職		1万円	—	—	—	—	—	—

2 特別職・一般職

区 分		香 典	生花
現職	村長	30万円	○
	副村長・教育長	15万円	○
	一般職	5万円	○
	配偶者	2万円	○
	父母・子	1万円	○
	祖父母・兄弟姉妹	5千円	—
元職	特別職	1万円	○
	一般職	1万円	—

3 会計年度任用職員

区 分		香 典	生花
会計年度 任用職員	フルタイム	2万円	—
	パートタイム	1万円	—